

警察庁訓令第3号

行方不明者発見活動に関する細則を次のように定める。

平成27年1月5日

警察庁長官 米田 壯

行方不明者発見活動に関する細則

(行方不明者に係る事項の報告)

第1条 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）第8条第1項の警察庁長官が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行方不明者の本籍又は国籍、性別、生年月日、職業、身体特徴及び異名がある場合は当該異名
- (2) 行方不明者が行方不明となった年月日
- (3) 行方不明者届を受理した警察署及び年月日並びに当該行方不明者届の受理番号
- (4) 特異行方不明者に該当するか否かの別
- (5) その他参考となる事項

(特異行方不明者等DNA型記録の作成等)

第2条 規則第24条の2第2項の警察庁長官が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特異行方不明者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 特異行方不明者に係る行方不明者届を受理した警察署及び年月日並びに当該行方不明者届の受理番号
- (3) 次に掲げる特異行方不明者等資料の区分に応じてそれぞれ次に定める事項
 - ア 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料であってDNA型鑑定に用いられるもの 当該特異行方不明者に係る資料である旨
 - イ 当該特異行方不明者の実子の身体の組織の一部であってDNA型鑑定に用いられるもの 当該実子に係る資料である旨並びに当該実子の氏名、性別及び生年月日
 - ウ 当該特異行方不明者の実父の身体の組織の一部であってDNA型鑑定に用いられるもの 当該実父に係る資料である旨並びに当該実父の氏名及び

生年月日

エ 当該特異行方不明者の実母の身体の一部であってDNA型鑑定に用いられるもの 当該実母に係る資料である旨並びに当該実母の氏名及び生年月日

- (4) 特異行方不明者等資料の種類
- (5) 特異行方不明者等資料の特定DNA型
- (6) その他参考となる事項

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。